

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[ぼうこう又は直腸機能障害] (略)</p> <p>[小腸機能障害] 1～4 (略)</p> <p><u>(質疑)</u></p> <p><u>5. 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする者について、手帳の申請があった場合はどのように取り扱うべきか。</u></p> <p><u>(回答)</u></p> <p><u>小腸移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、小腸移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合であっても1級として取り扱う。</u></p> <p><u>なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</u></p> <p>[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[ぼうこう又は直腸機能障害] (略)</p> <p>[小腸機能障害] 1～4 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]～[肝臓機能障害] (略)</p>